

[事案 29-366] 契約内容変更請求

・平成 30 年 10 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

終身の死亡保障がある契約への加入を希望していたことを理由に、契約を終身保険に変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 7 月に契約した利率変動型積立終身保険について、以下の理由により、終身保険に変更してほしい。

- (1) 終身保険のつもりで本契約を締結したが、実際は終身保険ではなく、死亡保障としては 80 歳までしか定期保険特約を続けられない契約であった。
- (2) 契約時に、子に 1,000 万円の保険金を残したいということを募集人に伝えた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は終身保険ではなく、そのような記載は申込書や保険証券にも見られない。
- (2) なお、本契約の契約時における死亡保険金受取人は申立人の配偶者であり、定期保険特約の死亡保険金額は 2,000 万円であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時およびその後の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が子に保険金を残したいと考えていたにも関わらず契約内容を誤解していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。